

## 中東知的財産ニュースレター Vol. 36

### バーレーン – VAT のプロフェッショナルフィーへの適用

2019 年 1 月の付加価値税 (VAT) 法発布に続き、バーレーンはプロフェッショナルフィーに課される VAT の段階的な導入を実施しています。この結果、知財関連サービスの報酬にも VAT が課されることになる可能性があります。

### エジプト – エジプト知的財産法改正の批准

植物新品種保護国際同盟 (UPOV) は、スイスのジュネーブに本部を持つ国際機関です。

UPOV の要請を受け、UPOV 加盟国の資格を得るために、エジプト議会は、知的財産権の保護に関する 2002 年法第 82 号にいくつかの修正を加えることを承認しました。

これら修正により、エジプト植物品種保護局は新品種の調査および研究を行う権限が与えられ、エジプトにおける登録品種名の使用権が規制の対象となります。

### クウェート – 著作権法

中東知的財産ニュースレター Vol. 35 道おり、クウェートは新著作権法を発布しました (2019 年法第 75 号)。さらにクウェートは、著作権法に関する新執行規則 (2019 年省令 41 号) を発布しました。

以前お知らせしたように、新著作権法では、著作物の保護期間が長くなったとともに、著作権保護の新たな免除基準が設けられました。今回は、新著作権法と執行規則で導入される他の変更点についてご報告します：

- (i) 著作権の侵害に対する措置
- (ii) 違法行為
- (iii) 国境保護対策
- (iv) 人格権
- (v) 録音媒体の実演家および製作者の権利
- (vi) 著作権の集団管理

#### 1. 著作権の侵害に対する措置

新著作権法第 35 条は、権利の侵害者に対し、その侵害によって著作権者が被った損害に対する適切な賠償金と罰金の支払いを命じる権限を裁判所に与えることを明確に定めています。

これまで、明確ではないものの‘害を及ぼす行為’の主義に基づき、著作権者には賠償を受ける権利が与えられていました。しかし、著作権法において賠償請求に関する規定が明文化されたことは歓迎すべき点です。

## 2. 違法行為

新著作権法には下記の違法行為が新たに加えられました：

- 著作権者が関連著作物の権利を管理できる電子フォームに含まれる情報（使用条件に関する情報など）の削除あるいは変更
- これら削除や変更が行われたことを知りながら、その著作物を輸入あるいは流通させること

## 3. 国境保護

新執行規則は、著作権者の苦情申し立てがなくても、著作権の侵害を裏付ける十分な証拠がある場合、自主的に物品を押収する権限を税関に与える新たな国境保護政策を導入しました。

これは、正当な根拠に基づき著作権侵害に当たると確信できる商品の差し押さえを税関に請求する権利を著作権者に与える既存の規定を保ちながら、新著作権法に、さらに加えられた新たな規定です。

## 4. 人格権

新著作権法は、仮名を使用して著作活動を行う、あるいは著作物を匿名で発表する権利を著作者に与えています。

## 5. 録音媒体の実演家および製作者の権利

新著作権法では、実演家および製作者の権利が大きく拡大されています。

具体的には、下記の点において実演家は公平な報酬を得る権利が与えられています：

- その演奏を録音した媒体のレンタル
- その演奏を録音した媒体が、営利目的で一般へ向けて放送または配信された場合

また、録音媒体の製作者にも、営利目的でその録音媒体が一般へ向けて放送または配信された場合、公平な報酬を得る権利が与えられています。

## 6. 著作権の集団管理

これまで、著作権法において著作権者は、著作権の管理や著作権料の代行徴収を行う第三者（著作権管理団体など）を任命することが認められていました。さらに新著作権

法は、著作権管理団体としての活動を認めるライセンスの発行は、文化芸術文学に関する全国評議会（NCCAL 評議会）が行うものと定めています。

また、新執行規則は、それら管理団体の管理運営方法に関する決定、管理団体が支払うべき手数料に関する決定は、評議会が下すものと定めています。新執行規則は、著作権管理団体として活動するための申請料として、企業の場合は KWD 5,000（およそ 16,000 米ドル）、NGO や組合の場合は KWD 3,000（およそ 10,000 米ドル）と設定しています。

## パレスチナ — 外国商標の翻訳

パレスチナ西岸地区の商標局は、2019 年 7 月 1 日以降、商標登録出願時に（保留中の出願は遡及的に）商標のアラビア語翻訳の提出を求める決定を発行しました。この決定はガザ地区の商標局には適用されません。

## サウジアラビア — 著作権登録の導入

2019 年 8 月 23 日、サウジ知財総局 (SAIP) は、知的財産規則 No. (3-7-2019) に基づき、サウジアラビアでの著作物の自主的な登録に関する規則を承認しました。これら規則は、発布から 120 日後の 2019 年 12 月 23 日から効力を生じます。

サウジ著作権法（ヒジュラ暦 1424 年ラジャブ月 2 日（西暦 2003 年 8 月 30 日）付けの勅令 No. (M/41) によって発布された著作権法）は、作品に存在する著作権は、その著作権の登録や記録を必要とせず、同法は著作権の登録または記録に関する規定を定めないとしています。新規則は、著作権法を修正するものではありませんが、SAIP が以下のことを目的に著作物を登録することを認めています：

1. 著作物の取引や活動における信頼の強化を目指し、登録証書を発行、付与するため
2. 登録著作物の電子データベースの作成

新規則は、下記の著作物の登録を認めています：

1. 建築設計
2. コンピューターソフトウェアおよびアプリケーション
3. SAIP の CEO が発布する決定で指定される他の著作物全て

新規則は、SAIP による出願審査を含め、著作物の登録手続き方法について定めています。登録の認可後、SAIP の CEO によって証明書が発行されます。

建築設計とコンピューターソフトウェアの登録申請に関わる手数料は以下の通りです：

手続き	コンピューターソフト		建築設計	
	個人	企業	個人	企業
著作物の審査	SAR 100	SAR 200	SAR 50	SAR 100
著作物の登録	SAR 200	SAR 400	SAR100	SAR 200
著作物の修正	SAR 100	SAR 200	SAR 50	SAR 100
著作物の譲渡・処分等の登録	SAR 100	SAR 200	SAR 50	SAR 100

### アラブ首長国連邦 — 公的手数料の値下げ（続報）

中東知的財産ニュースレター Vol. 35 において、UAE 商標局の公的手数料の値下げに関する情報をお伝えしました。これら手数料改定を定める法律、2019 年連邦閣議決定第 51 号（決定 51/2019）が 2019 年 7 月 15 日に発布されました。

#### 特許年金

値下げされた手数料の一つに、商標局の商標出願の棄却決定に対する不服申し立て手数料が含まれます。この手数料は、これまで AED 5,000（およそ USD 1,360）でしたが、決定 51/2019 により無料となりました。

しかし、UAE 特許法には、特許、実用新案、工業デザインの権利失効を避けるために、年金の支払いを必要とする規定が含まれています。このため、今回の値下げで年金がゼロになったことにより、実際に年金の支払いが不可能になるという問題が生じる恐れもあります。

前回の報告以降、我々の経験から、申請者は特許局のオンラインポータル上の支払画面（手数料ゼロ表示）をクリックすれば、無料の支払いを済ませたことになり、特許権の更新を完了できることが分かりました。

#### 商標の公開料

現在のところ、全ての手数料が決定 51/2019 に従って商標局に支払われているわけではないようです。例えば、商標の公開料は今も商標局に支払われていますが、決定 51/2019 が定める改定料金表にこの記載はありません。

手数料改正リスト (<https://www.economy.gov.ae/Arabic/Media-Section/News/Pages/NewsDetails.aspx?ItemID=756>) に記載されていない手数料を、商

# JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

كليراندكو  
CLYDE&CO

標局が請求し続けている実務から、新改正料金表は完全なものではなく、別途手数料改正リストに記載された料金に限り、実際に廃止されたものと考えてるのが正しいようです。

したがって商標の公開料は、手数料改正リストには含まれないため、商標局の実務から察するに、“廃止”されたわけではないようです。

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 36

[著者]

CLYDE & CO

كليراندكو  
**CLYDE&CO**

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

**JETRO**  
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2019年10月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、CLYDE & CO が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。